

## 新型コロナ療養患者、電話等で250点を加算

### —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その18—

厚労省は8月16日付で、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）」を发出。新型コロナ陽性で自宅・宿泊療養している患者に対して、当該疾患の関連で電話や情報通信機器を用いて診療した場合に「二類感染症患者入院診療加算」（250点）が算定できる旨が示された（算定は1日につき1回）。算定開始は、事務連絡の发出日以降（8/16）となる。

また8月13日付の事務連絡では、緊急事態宣言（蔓延防止）下の都道府県において、保健所の判断が無くとも、医師が新型コロナ陽性と診断した者の同居家族等が濃厚接触であると判断した場合、検査が実施できるとされた。全文は厚労省HP等で確認いただきたい。

### 【8/16事務連絡（その54）】※一部改変

**問1：**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」）に対して、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」の2（2）における二類感染症患者入院診療加算（250点）の算定について、どのように考えればよいか。

**（答）：**当該加算については、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」の1に示すA000 初診料の注2に規定する214点、あるいは、電話等再診料を算定した場合にも、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（その54）の发出日以降適用される。

区分番号	診療行為名称	請求コード
A210-00	二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱）	111014170
A210-00	二類感染症患者入院診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱）	112024170

### 【8/13事務連絡 感染拡大地域における陽性者の家族等への検査について ※一部抜粋】

今般、地域で必要な行政検査が迅速に実施できるよう、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、保健所との間で、行政検査に関する委託契約を結んでいる医療機関は、医師が陽性と診断した者の同居家族等の濃厚接触の可能性がある者についても検査を促し、なるべく検査を実施するよう関係者に周知していただくようお願いいたします。

（参考1）期間限定の緊急事態措置の更なる強化に関する提言（令和3年8月12日）（抜粋）

〔Ⅱ〕緊急事態措置地域において更に行うべき対策

【災害医療との考えの下での医療提供体制の更なる強化】

診療所の医師は、検査陽性者を確認した際には、保健所の判断が無くとも、さらにその家族等の濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと。さらに、保健所の連絡を待たず、必要な治療や保健指導を行うこと。